公益社団法人新宿区シルバー人材センター会員の
ハラスメント防止に関する基本方針

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為は、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、そういった行為は就業現場等の秩序を乱すばかりでなく、新宿区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の健全な運営や適正な経営に重大な影響を与えかねない問題です。いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙殺されたり見過ごされたりすることがあってはなりません。

センターは、全ての人権が尊重され、互いの信頼の元にその能力が十分に発揮できる就業環境の実現を目指し、以下に掲げる取り組みを徹底します。

1　センター会員の責務

センターの全ての会員は、他の会員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うものとともに、その言動に注意を払い、次項に示すハラスメント行為を行ってはならない。また、就業先等で関わる発注者やセンター職員等の会員以外の者に対してもこれに類する行為を行ってはならない。

2　センターは、下記のハラスメント行為を容認しません。

（1）パワーハラスメントに類する行為
（2）セクシャルハラスメントに類する行為
（3）妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
（4）カスタマーハラスメントに類する行為
（5）その他、職務等に関連しない「いじめ、嫌がらせ」、「強要」、「個人の尊厳を傷つける言動」により人間関係や就業現場等の環境に悪影響を及ぼすなどのハラスメント行為

3　ハラスメント行為防止のため、当該基本方針を周知し、会員一人ひとりがハラスメント防止について、理解するための周知等の啓発を行います。

4　ハラスメントに関する相談窓口を設置し、苦情・相談の申し出があった場合は、迅速かつ適正に対応します。【相談窓口：事務局】

5　苦情・相談に関与したものに対し、以下の対応を徹底します。

（1）プライバシーや人権の尊重
（2）問題処理に必要な場合を除き、知り得た相談内容等の秘密の保持
（3）事実確認への協力に応じたこと等を理由とする不利益扱いの禁止

6　ハラスメント行為を行った会員には、厳正に対処します。また、被害者に対し、就業環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。

なお、会員が職員や発注者、就業先の関係者等会員以外の者からハラスメントを受けた場合は、職員に準じた対応を行います。

7　ハラスメント防止対策について、定期的に見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

令和 8 年 10 月 28 日
公益社団法人新宿区シルバー人材センター